

## 巻 頭 言

# 大学評価と大学自治

近藤 正春

(名古屋短期大学)

大学・短期大学（以下・大学）設置基準の改正により大学における自己点検・自己評価（以下、大学評価）が努力義務とされて早や一年余が経過した。この間、大学関係諸団体および個別の大学において大学評価についての議論や対応がすすめられてきた。

大学設置基準において基準の大綱化・弾力化と不可分の関係において大学の自己評価等の規定が設けられたことは、大学の自治の観点からみればひとつの新しい段階が画されたことを意味するであろう。個別大学あるいは大学相互の関係においても大学の自治にたいする新しい段階にふさわしい認識と実践が求められていくことが予想される。これまでの大学の自治は国家権力との関係において主要には論じられ、学問研究・教授の自由を国家権力との対抗において擁護するための制度として観念されてきた。そのような大学の自治は教授会の自治により自己完結的に担保されるものとして無矛盾

的でありえたのである。

このような大学の自治の観念の修正が不可避的となったのは、一九六〇年代末からの学習権の主体としての学生の異議申し立て（子どもの権利に関する条約の規定を援用すれば「意見表明権」といえるよう）の顕在化によってである。学生および職員を大学の教育・研究を担う能動的な主体として位置づけることを通して、教授会の自治は大学の全構成員自治へと再構成されようとしたのである。

大学の自治の今日的段階の課題は、このような歴史の到達点をふまえつつ、大学の自治を国家権力との対抗概念としてもつばら把握するレベルを超出するところにあるといえよう。大学が教育・研究の自律的な機関として自己確立していくうえで、对国家との関係は今日もきわめて重要なひとつの軸であることは論を待たないといえるが、大学と社会との関係はより多面的な関係において広がり発展がみられる。また、对国家との対抗軸

の前に十分な関心が向けられてこなかった大学の設置者と大学との関係もそれにふさわしい関心をもって正当に位置づけられる必要がある。

対国家との対抗軸が相対化するということは、従来必ずしも顕在化してこなかった設置者との関係を含む大学の様々な内部矛盾を顕在化させることをも意味する。私立大学の場合とりわけ多くの大学において、従来から設置者（学校法人・理事会）の管理権が事実上大学の意思形成を主導し、設置者の大学管理権と教授会によって制度的に担保されるべき大学の自治の固有性との関係が不分明であることを考えるならば、その点はいっそう重大といえるであろう。

また、大学の教育・研究をめぐる社会的関係の広がりや発展は、大学にたいする社会的関心や要求を増大させ、大学と社会との相互関係の水路を多面的に発展させていくことになろう。大学はそのようななかでそのあり方が社会的に問われ、

社会に対してその成果を還元し、発信していくことが求められていくことになるのである。

大学の自治の新しい段階は、このような関係を大学として自律的に制御、調整し発展させていくことを重要な内実として問うことになるであろう。その際重要なのは大学の内部関係における民主主義であり、その成熟である。

大学評価は大学のあり方を社会的な関係において総合的に点検・評価するという意味において大学と社会の関係の今日的段階を必然的に反映した新しい制度といえる。しかしそれを大学の教育・研究活動の自律的發展と結びつけていく条件は、今日の大学および大学と設置者、また大学相互の関係、さらには国との関係において、必ずしも整備されてはいない。そこに大学評価をめぐる現状における基本的矛盾があるといえよう。

大学および大学と設置者の関係においては、真に非権力的な相互協力、共同の

関係が形成されていかなければならない。そのためには、設置者の管理権の分権化としての大学の自治の固有の側面について関係者の共通認識の成立が不可欠といえよう。大学評価の第一義的な実施主体はそのような意味での自治の主体としての大学であるべきである。しかし同時にそのことを通して導き出される大学改革の課題は、大学と設置者の共同の関係においてはじめて達成されうる性格の課題も多いといえよう。大学と設置者の関係を双方向的な民主的關係に組みかえることなしには、社会的関係において大学に問われている課題に大学の自治は機能不全を露呈することになるであろう。設置者主導の改革は構成員相互の内部矛盾を助長し、改革への内発的努力も阻害して、大学の活力喪失を招くことは必至である。国との関係においてもその責任を社会的に問う上から、大学の自治の発展は不可欠といえよう。